路上広告物等の占用許可基準

（平成２５年４月１日制定）

最終改正：令和７年１月30日

第１　趣旨及び方針

県道において路上広告物の占用を認めるということは、当該道路を利用する者の利用が制限されることなる。そのうえ、道路の有効幅員を狭くし、車両運転者に無用の心理的緊張を与え、占用物の落下等によって自転車や歩行者に危害を加え、路上広告物の占用の場所によっては信号機及び道路標識の効用を妨げることが想定される。

このため、道路交通の安全を阻害する恐れが無いよう良好な道路環境の確保を図り、道路の機能を補い、高める目的のもの以外の営利を目的とする路上広告物は原則的には認めないことを前提に、県が管理する道路における路上広告物等の占用は本基準により取り扱うものとする。

ただし、高知県屋外広告物条例及び高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例、その他の規制に抵触しない広告物（広告物の内容を含む。）で、電柱及び街灯の占用許可を受けた、電柱等の管理者（電力、NTT等）が添加を同意した広告物については、信号機、道路標識の効用を妨げない範囲（信号機、道路標識に酷似しない）において、広告物の占用を認めるものとする。

また、法第13条第２項に定める指定区間内の国道以外の国道（本県では、いわゆる３桁国道）については、国からの地方自治法第２条第９項第１号（道路法第97条）に規定する第一号法定受託事務であるため、本基準に加えて国からの通達の趣旨も考慮し管理を行うものとする。（参考：平成20年３月25日付け国道利第22号国土交通省道路局長通知及び昭和44年８月20日建設省道政発第52号建設省道路局長通達）

例外として、知事及び管内の市町村長が南海地震対策等の災害対策の目的で設置する避難誘導等の占用物については、この許可基準は適用せず危機管理を優先させる。

第２　定義

本基準において「路上広告物」とは、道路区域内に設置される次に揚げる工作物又は物件（幕、旗ざお、貼札、貼紙等）をいう。

１　添加看板等

電柱、街灯、標識、アーケードその他道路区域内の工作物又は物件に添加される看板(以下「添加看板」という。)、広告用の幕若しくは旗ざお、はり札、はり紙及びこれらに類するもの。

２　突出看板等

建物、へい、その他道路区域外の工作物若しくは物件に添加され又は道路区域外の土地に設置されているものから、道路区域内に突出する看板、広告用の幕、若しくは日よけ及びこれらに類するもの。

３　立看板等

道路区域内の土地に設置される立看板、広告板、広告用旗ざお、標識、広告塔、

アーチ（道路を横断するもの）及びこれらに類するもの。

４　自家用看板等

突出看板等及び立看板等のうち沿道で営業又は営業を行なう者が自己の営業所(店舗を含む。)又は事業所若しは作業所に添加する自己の店名、屋号、商標若しくは自ら販売若しくは制作する商品の名称又は自己の営業若しくは事業の内容を表示するもの。

第３　公的機関及び例外的な取扱いによる設置

次に揚げる広告物については、可能な限り本基準を適用しつつ設置を認める。

１　法令の規定により設置されるもの。

２　国又は地方公共団体が公共的目的をもって設置するもの。

３　公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等。

４　冠婚葬祭のため一時的に設置するもの。

第４　禁止場所等

路上広告物、又はこれを掲出する工作物若しくは物件(以下「路上広告物等」という。)は、次に揚げる道路若しくは場所又は工作物若しくは物件に設置又は添加してはならない。

１　自動車専用道路。ただし、道路の区域内に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所の業務のために設ける必要最小限の路上広告物については、この限りではない。

２　次の各号に揚げる物件、工作物、場所。

(1) 橋、トンネル、高架構造(横断歩道橋を含む。)及び分離帯

(2) 街路樹、信号機、道路標識、防護柵、駒止めの類及び里程標の類

(3) 消火栓、火災報知機、郵便ポスト、電話ボックス、変圧塔

(4) 道路が交差し、及び連結する場所、横断歩道並びに踏切道

(5) 車両等が徐行する必要のある急なカーブ(交差点を除く。)及び急な坂

(6) 橋及びトンネル、警戒標識、規制標識、横断歩道の指示標識の前後それぞれ10ｍの区域内並びに信号機の前後それぞれ20ｍの区域内

(7) 車道幅員5.5ｍ以上の道路が交差若しくは連結している交差点又は連結点、横断歩道及び踏切道の前後それぞれ10ｍの区域内

(8) その他道路管理上、特に支障を及ぼすと考えられる場所

第５　設置方法

路上広告物等の設置は次に揚げる方法によって設置しなければならない。

１　添加看板等

(1) 第２の１に示す添加看板等のうち巻付看板を除くもの（取付看板）については、最下部と路面との距離は4.5ｍ以上とする。ただし、歩道上においては2.5ｍ以上とすることができる。

(2) 道路中心線（センターライン）に並行するライン（外側線）から道路中央側に向けて突き出してはならない。

(3) 占用許可をした電柱、街灯等の柱類に添加する巻付看板の大きさは縦1.5ｍ以内横0.8ｍ以内とし、その表示面積は1.0㎡以内とする。

(4) 添加看板は、１柱につき取付１個、巻付１個(巻付看板については、1㎡の範囲内において１個を２面として掲出することができる。)に限る。

(5) 電柱に添加する看板等の相互間の距離は、道路１側につき20ｍ以上とする。

(6) 貼り紙、ぬり広告等路上工作物又は物件に直接貼付又は塗装することは禁止する。

２　突出看板等

(1) 道路区域に向けて突き出した看板類の設置は、道路及び公衆に危険を及ぼすことが危惧されるため認めない。

　　　ただし、既に設置されている看板類については、次の(2)から(4)の範囲内であれば耐用年数を限度に土木事務所長の判断により占用を認める。

(2) 自家用看板等（自家用又はテナント入居者用）に限るものとし、１営業所又は１事業所若しくは１作業所につき２個以内のもの。

(3) 看板の最下部と路面との距離は車道上においては4.5ｍ以上とする。ただし、歩道上においては2.5ｍ以上のもの。

(4) 路面上に1ｍ以上突き出してないもの。

３　立看板等(アーチを除く。)

(1) 道路区域に単独で設置する看板類（野立看板）の設置は、道路及び公衆に危険を及ぼすことが危惧されるため認めない。

(2) 広告板、旗ざおは、催物、集会等のため一時的に設けるものは設置を認める。

(3) その大きさ(旗にあっては旗の部分)は、縦2ｍ、横1ｍ以内とし、設置場所の位置は、法敷、側溝上又は路肩とする。

４　アーチ（道路を横断するもの）

(1) 原則として、祭礼、催物等のために一時的に設けるものに限る。

(2) 車道を横断するものであってはならない。ただし、車道幅員9ｍ未満の道路を横断するものであって、交通の円滑を妨げるおそれがないものはこの限りではない。

(3) 道路を横断する部分の最下部と路面との距離は、5ｍ以上とする。ただし、歩道を横断する部分の最下部と路面との距離は、3.5ｍ以上とすることができる。

(4) 地面に接する部分の位置は、法敷とする。ただし、交通を妨げるおそれがない場合は、路端寄り又は歩道内の車道寄りに設けることができる。

第６ 構造色彩等

１　路上広告物等の取付金具は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもの（ステンレス製）で、倒壊、落下、剥離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与える恐れのないものでなければならない。

２　路上広告物等の構造、色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるものであってはならない。

３ 路上広告物のデザイン及び表示内容は、美観を十分考慮して定めるものとする。

４　良好な風俗環境を保全するため、貸金業法で定める「貸金業を営む者」、質屋営業法で定める「質屋を営む者」及び風営法で定める「風俗営業を営む者（遊技場を除く。）」の広告については禁止する。

第７　既設の路上広告物等の取扱等

１　占用許可物件であってこの基準に適合しないものは、占用許可更新の際に、この基準に適合するよう強力に指導するとともに、耐用年数の経過により改造又は修繕する際には、除去、移転、改造等の必要な措置を命ずるものとする。

２　不法占用物件については、この基準に適合するものは占用許可申請を行なわせるものとし、この基準に適合しないものは適合するよう移転、改造等を行なわせた上で占用許可申請を行わせるものとする。なおこれらの占用許可申請の行なわれないものは所定の手続きにより除去させる。

第８　その他

路上広告物の占用許可を与えるに際しては、この基準によるほか、道路交通法、屋外広告物法及び高知県屋外広告物条例の許可基準をあわせて勘案し、かつ屋外広告物関係機関と緊密な連絡をとって、適切な事務を行なうよう努めるものとする。

この許可基準に定めのないものについては、法第２条（用語の定義）、第３条（道路の種類）、第32条（道路の占用許可）、第33条（道路の占用許可基準）、令第10条（一般工作物の等の占用の場所に関する基準）、平成21年1月26日付け国道利第17号（高架の道路の路面下及び道路予定区域の有効活用の推進について）、第37条（道路の占用の禁止又は制限区域等）等を参照し土木事務所長が判断する。